



くすのき



No. 27
H27年7月発行

◆青少年問題協議会で意見交換会を実施しました◆

6月2日に蒲郡市青少年問題協議会を開催しました。今年度は初めての試みとして、意見交換会を行いました。市内の小中学生と高校生のスマホ・インターネット利用状況や問題点などの報告のあと、委員の皆さんから意見を伺いました。主な要旨は次の4点となりました。



🌸青少年がスマホやインターネットを安全に利用するために🌸

1. **インターネットは、**これからの時代ますます生活に必要なものとなる。利用を禁止するのではなく、**上手に利用していくことが大切。**
2. 携帯電話やスマートフォンだけでなく、携帯音楽プレーヤーや携帯ゲーム機を使ってインターネットを利用している小中学生がいる。保護者を含めて、まわりの**大人はインターネットの使える機器について、もっとよく知るべき。**
3. 学校やPTA、保護者が一方的に決めたルールよりも、**子どもそれぞれが主体的にルールを決め、自分で管理できるよう導く方が効果的**である。
4. メールなどのメッセージは、どこでも送受信できるのでとても便利。しかし、家族がそれぞれの端末に集中してしまい、顔を合わせて対話をする時間が少なくなることが心配。また、**家庭だけでなく、友達同士、職場の中でも顔を合わせた対話を大切にしたい。**

この要旨を市内の小中学校等にお知らせしていく予定です。

◆7月は「社会を明るくする運動」強調月間です◆

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

法務省では、「更生保護の日」である7月1日からの1ヶ月間を「社会を明るくする運動」強調月間としています。今年は65回目になります。

幸福の黄色い羽根

テレビや新聞では、毎日のように事件のニュースが報道されています。安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。取り締まりを強化して、あやまちを犯した人を処罰することも必要なことです。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることも、とても大切なことなのです。

それぞれの立場において、犯罪のない地域社会を築くために何ができるか考えていきたいものです。

(この記事は法務省ホームページより引用しております)



六月二十一日に行われた形原三区の地域ふれあい活動の様子

◆**七月八月は青少年の非行・被害防止に
取り組む農民運動実施期間です**◆

8月の補導予定

大塚班	1日(土)	西大塚ふれあい活動
	8日(土)	相楽ふれあい活動
三谷班	18日(火)	13:30 三谷公民館
蒲郡班	7日(金)	16:30 勤労福祉会館
中部班	25日(火)	16:00 7ピ 姉ヶ丘サウナ
塩津班	夏休み中 各自補導	
形原班	21日(金)	19:00 春日浦公園駐球場
西浦班	13日(木)～15日(土)	19:30 盆踊り(西浦小学校校庭)

よろしくお願ひします



◆**編集後記**◆ 今年の3月号で、川崎市の中学1年生が河原で殺害された事件に触れた。今度は、近くの刈谷市で高校1年生が亡くなった。ともに、普段は遊び仲間であったのに、ちょっとしたトラブルが原因で暴行に及び、さらに「川を泳ぎきれば許してやる」との強要をした。夜中の川を泳げば、こうした結果を招くこともありうることを予見できなかったのか。まさかこんなことになるとは……。亡くなった少年の無念さはもとより、残された少年たちがこれから背負う十字架も重い。残念な事件だ。